

新たに結核指定医療機関の指定を受ける医療機関の方へ

結核指定医療機関の指定の手続（新規）

杉並区内で新たに結核指定医療機関の指定を受けようとする医療機関（病院、診療所、薬局）の開設者の方（開設者が法人の場合は法人）は、下記のとおり申請の手続をしてください。

1 申請方法

次の①から③の書類（③は必要な場合のみ）を、申請窓口へ提出してください。

- ① 結核指定医療機関指定申請書
- ② 医療法・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医療機関の開設許可証（開設届）の写し
- ③ 遡及願（※）

※ 結核指定医療機関の指定日は、原則として申請書の受理日となります。既に結核公費負担患者を受療している等の理由により、指定日を遡る必要がある場合には、申請書に「遡及願」を添付してください。

- ◆ ①③の様式は申請窓口にあります。また、杉並区役所の公式ホームページからもダウンロードできます。
[申請書等配信サービス](#) > [健康と医療](#) > [結核指定医療機関](#)

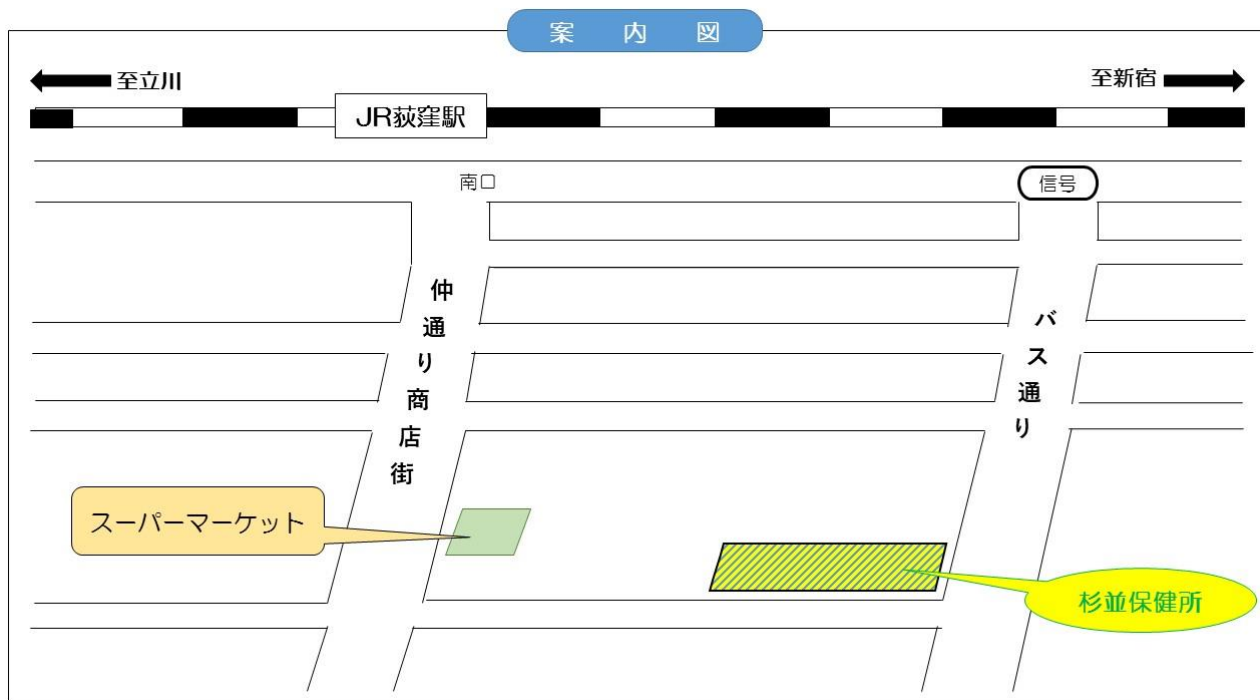
2 申請窓口

杉並保健所 保健予防課

住 所: 杉並区荻窪5-20-1 杉並保健所2階（〒167-0051）

電 話 番 号: 03-3391-1025

申請受付日時: 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時



3 指定の決定

申請の内容を審査し、結核指定医療機関として適当であると認められる場合には、「結核指定医療機関指定書」を交付します。受領者の印鑑を持参の上、申請窓口までおこしください。申請から指定書交付までの標準的な期間は14日です。

結核指定医療機関とは…

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第38条に規定する医療機関(病院、診療所、薬局)で、公費で費用を負担する結核患者の医療を担当する医療機関です。

指定を受けた医療機関は、「感染症指定医療機関医療担当規程」(平成11年3月19日厚生省告示第42号)を遵守していただく必要があります。